

2023年11月14日

北海道大学総長
寶金 清博 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 清水池 義治

(要請) 国立大学法人法の一部を改正する法律案に関する取り組みについて

日頃の大学運営に全力を傾けておられることに敬意を表します。

さて、現在開会されている臨時国会に、政府から「国立大学法人法の一部を改正する法律案」が提案され、審議が行われています。本法案は、国際卓越研究大学に認定される国立大学法人に加え、一定規模以上の法人を特定国立大学法人とし運営方針会議の設置が義務付けられること、それ以外の法人も準特定国立大学法人として運営方針会議の設置が可能とされていることなど、これまでの国立大学法人制度の枠組みから大きく踏み出すものです。こうした案が、大学関係者の意見を聴くことなく、国会に提出されています。

本労働組合は、この法案に懸念をもっており、少なくとも十分な時間をかけ、大学関係者の意見を聴きながら慎重に検討していくべきであると考えています。

つきましては、下記2点につき要請いたします。

なお参考として、本労働組合が加盟する全国大学高専教職員組合が発表した声明文等を別紙に添付いたします。

記

1. 貴殿におかれましては、本法案について念慮をいただき、責任ある立場としてお考えを社会に向けて発信いただくようお願いいたします。
2. 来る国立大学協会の会議において意見表明をいただくことを期待し、お願いいたします。

以上

これまでの声明発表や要請

- 「政府は国際卓越研究大学の認定審査における大学への過度の干渉をやめるべきです」
(2023年10月20日全大教中央執行委員会)
https://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=216&room_id=51&cabinet_id=5&file_id=10553&upload_id=30562

- 「国立大学法人法改正案は政府の過度の介入をもたらすもの」
(2023年11月6日全大教中央執行委員会)
https://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=216&room_id=51&cabinet_id=5&file_id=10576&upload_id=30623

- 「わたしたちは国立大学への「運営方針会議」の設置に反対し、国立大学法人法の改正案の廃案を求めます」
(2023年11月10日東京大学教職員組合・岐阜大学職員組合・名古屋大学職員組合
・京都大学職員組合・大阪大学教職員組合の共同)
http://files.kyodai-union.gr.jp/doc/seimei/231110_kokuritsudaigakuhoujinhou_kaiseian_haian.pdf

- 「国際卓越研究大学にかかわる声明」
(2023年10月4日京都大学職員組合)
http://files.kyodai-union.gr.jp/doc/seimei/231004_kokusaitakuetsu_seimei.pdf

- 国立大学法人法改正案の撤回を求める要請書
(2023年11月10日名古屋大学職員組合)
<https://drive.google.com/file/d/1NKimK3N61KfhMzStE8FFjUmFMG0NBvnE/view>